

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所)

1 評価機関

名称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成 27 年 9 月 2 日~平成 28 年 1 月 29 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名称 (フリガナ)	市川市立北方保育園 イチカワシリツキタカタホイクエン		
所在地	〒272-0815 市川市北方1-12-1		
交通手段	京成線 鬼越駅より 徒歩5分		
電話	047-334-6616	FAX	047-334-6617
ホームページ	市川市ホームページ (http://www.city.ichikawa.lg.jp/)		
経営法人			
開設年月日	昭和26年7月5日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域									
定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	9	12	16	21	21	85		
敷地面積	736.03㎡			保育面積		420.67㎡			
保育内容	<del>0歳児保育</del>		<del>障害児保育</del>		<del>延長保育</del>		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		<del>一時保育</del>		<del>子育て支援</del>		
健康管理	内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょう虫検査・発育測定 視力検査(3~5歳児クラス)・尿検査(3~5歳児クラス)								
食事	給食提供・アレルギー除去食提供								
利用時間	7時15分~19時15分(土曜日 7時15分~17時30分)								
休日	日曜日 祝日 年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	地域交流(きらきらひろば) マイ保育園登録事業 中高年及び一般ボランティア受け入れ 小中高生との交流 デイサービス交流								
保護者会活動	保護者会の設立なし								

## (3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	15	18	33	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	3	専門職員は嘱託医

## (4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市こども政策部こども入園課		
申請窓口開設時間	8時45分～17時15分		
申請時注意事項	支給認定申請書、保育所等利用申込書 保育の必要性を確認する書類およびその他状況に応じた書類		
サービス決定までの時間	市川市こども政策部こども入園課 毎月利用調整会議により可否が決定される		
入所相談	市川市こども政策部こども入園課 行徳子育て総合案内保育園入園受付窓口 子育て支援課子育てナビ 市川市立北方保育園		
利用代金	利用者負担額(保育料)は、保育施設利用者負担額(保育料)表による		
食事代金	利用者負担額(保育料)に含む		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>《理念》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人一人を大切に、心身ともに健やかに育つように努める。</li> <li>・保護者に信頼され、地域に親しまれる保育園を目指す。</li> </ul> <p>《保育方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節の行事や異年齢児の交流を通して、よりよい環境のもと色々な経験をする。</li> <li>・安定した園生活を送り、色々な経験を楽しみながら心豊かな子どもを育てる。</li> <li>・保護者への支援と子育ての応援をする。</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閑静な住宅街の中にあり、京成線鬼越駅より徒歩5分の場所に位置する。園庭は狭いが、隣接する広い公園を利用するなど、四季を感じながら過ごせる恵まれた環境の中にある。</li> <li>・一時預かり事業の実施園（クラス吸収型）として、保護者の病気や入院、断続的・短時間の就労（月64時間未満）等により、家庭での保育が困難となる方の一時的な保育ニーズに応えている。（月15日以内）</li> <li>・地域交流「きらきらひろば」を毎月開催し、「マイ保育園登録事業」の育児支援等、在宅の子育て支援にも取り組んでいる。</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員が85名と市川市では比較的規模の小さい保育園であり、その良さを生かし少人数でのクラス編成の中で、一人一人の個性を大切に保育を心がけている。</li> <li>・今日一日の生活や遊びが、明日への期待に繋がるような工夫や配慮に心がけ、心身共に健やかに育つよう努めている。</li> <li>・0・1・2歳児クラスは、担当制保育を取り入れ、担当保育士と園児の信頼関係を築き、一人一人の気持ちに寄り添いながら安心して生活ができるように保育を進めている。</li> <li>・異年齢児との自然な交流を大切に、室内遊びや戸外遊び、散歩や行事等を通して、一緒に過ごす楽しさを味わえるようにしている。</li> <li>・給食は、栄養バランスの良い献立を自園で調理し安全安心な食事提供をしている。一人一人に合わせた離乳食や移行食、アレルギー除去食の対応をしている。食育計画に基づき食を楽しむと共に、会食やクッキング、行事食等を通して食への興味関心を広げている。</li> <li>・地域の親子支援として、地域交流「きらきらひろば」やマイ保育園登録事業を年間計画の中で取り組んでいる。園庭開放や園児と一緒に遊んだり、保育士、栄養士、看護師が子育て相談に応じたりしながら、地域の親子に親しまれる保育園作りに努めている。</li> </ul>

# 福祉サービス第三者評価総合コメント

## 市川市立北方保育園

NPO法人 ヒューマン・ネットワーク

### 特に力を入れて取り組んでいること

#### 1. 日常会話や行事を通して保護者との信頼関係を深め高い評価を得ている

朝夕、保護者との会話や連絡帳を通して、子どもの姿や育児の悩みなど気軽に話し合い、保護者と共に子育てをする意識や姿勢で取り組んでいる。年2回の保育参観や参加、個人面談は概ね3週間程度の中で、保護者の都合の良い日を選び行うなどの配慮で全保護者の参加を得ている。3歳未満児の保護者対象に「育児に自信を」との思いで、17時15分から18時まで「サロン」を開き、保護者同士が忌憚なく悩みや育児方法など話し合い、保育士は必要がある場合にコメントする等和気あいあいの中で交流する機会となっている。保護者アンケートで「悩み、不安についての相談しやすいか」に98%と高い評価を得ている。

#### 2. 各職種の連携の下、保育と食育が連動した取り組みで美味しく楽しい食事提供に努めている

「食育計画」に基づいた保育が各職種の協力と理解のもとで実践している。日々の食事は「おいしく楽しく食べる」を基本に食事環境を考慮している。一人ひとりの誕生日には、盛り付けの工夫でお祝いを表現し、行事食として型抜きやトッピングの工夫、バイキング等、創意工夫した食事提供で子どもが楽しめるように配慮している。会食時には、栄養士や調理員が直接配膳をし子どもと会話を通して身近な存在となっている。また、お代わりの用意や、食の進まない子には食事の終わりのタイミングを子どもと確認するなど、子どもの食欲や気持ちを大切にしたり関わりを共通理解し実践している。保護者には試食の提供や献立紹介により家庭への食について啓蒙し、理解と協力を仰いでいる。

#### 3. 安全計画と園児の運動機能の増進を3グループで年間通じて自主的に取り組んでいる

園内研修として、昨年度の反省に基づき運動機能の増進と安全計画について、3つのテーマに分かれ17時30分以降自主的にテーマ別研修に取り組んでいる。テーマとして 手先、指先を使った遊びについて バランス感覚(体幹)を養うための運動遊びについて 安全計画の検討・作成で、年間計画を立案しながら保育実践に繋げ9月に中間発表を行い全職員で共通理解を図っている。最終的には1月に実践内容と成果についての報告を行う予定となっている。今までの中で各年齢間のつながりが持てたことや、年齢に必要な計画に基づいた具体的な話し合いが持てたこと、職員間で周知が図れたことが出ている。自主的な園内研修を通して、実践に繋げようとする職員の意識・姿勢から保育内容の充実を目指している。

### さらに取り組みが望まれるところ

#### 1. 自己評価チェックリストで明確化した目標と連動した研修を企画することが望ましい

理念である子どもの人権を尊重した保育を実践するために「自己評価チェックリスト」に「自己肯定感を持てる言葉かけを行う」「子どもの主体性を尊重した保育を心掛ける」等7項目のチェック項目を設定し、理念の実践を確認する様に努めている。なお自己評価チェックリストで申告した目標を達成し能力向上を図るシステムとして、個人別研修履修歴と0J指導を受けた場合の助言者と内容を記録し、個人別育成計画と実行を明確にすることが望ましい。また、自己肯定感や主体性を尊重した保育等の園内外研修を計画・実行することを期待したい。

#### 2. 園独自のマニュアル検討や整備が保育実践に繋がることを期待する

マニュアル類は、個人配布、クラス配布又は掲示、園保管に分け、活用し易いように整えている。併せて、誰が対応しても基本や手順・配慮等、保育者の均質的な対応を目指し当園独自のマニュアル整備にも取り組んでいる。最近整備した「おむつ交換のマニュアル」は心掛けること、配慮すること、必要な物の準備、交換の手順と処理、衛生管理、記録等の項目に整理することで、保育者が共通の認識を持って保育にあたり安全性を含めて一定水準の保育実践が期待されるものである。今後の整備予定は「排泄援助時の流れと配慮事項」や「嘔吐・下痢等の処理の仕方や感染予防のための確認事項」が挙げられている。園独自のマニュアル検討や整備を実施し、作成されたマニュアルを実践に繋げ、更なる保育の質の向上が図られることを期待する。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

第三者評価を受けるにあたり、全職員で評価項目に沿って話し合い、確認及び検討を重ねてきました。小グループで学び合い「保育の質の向上」に向けて振り返りを行い、保育の根本を見直す良い機会となりました。

保育園で力を入れて取り組んでいる「保護者との信頼関係の構築」「保育と食育が連動した食事提供」「園内研修の自主的な取り組み」について評価をいただき、今後も日常保育の中で大切にしている事項として継続して取り組むように努力していきます。

今後の課題として、自己評価チェックリストで取り上げている子どもの自己肯定感や自主性を尊重した保育等の話し合いや園内研修の計画、および園独自のマニュアルの整備、保育環境の見直し等については、真摯に受け止めて改善に向けて実践していきます。

保育園の理念となっている、一人一人を大切に心身ともに健やかに育つように努め、保護者との信頼関係を大切に、今までの取り組みが継続して保育に活かされるように保育運営に努めてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
			4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3
	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4				
	9 職員の就業への配慮	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。		5		
			職員質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3		
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3		
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6		
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3		
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
	29 食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5			
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
	事故対策		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
	災害対策		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
計				129	0	

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目

整備や実行が記録等で確認できる。

確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント)市の保育理念、こども像、保育方針の基に、園の保育理念、保育方針、保育目標を毎年全職員で確認し設定している。園の保育理念等は保育園のしおりには児童憲章と共に掲載し、また、当園のご案内には園の理念・方針・目標を掲載している。各クラスと事務所には園目標・理念・方針を掲示し、保育課程の冒頭に記載されている。子どもの人権尊重や最善の利益を考慮する趣旨が「一人ひとりを大切に、心身ともに健やかに育つ様に努める」と明示している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント)4月の年初会議で園の保育理念・方針・目標を確認し、同時に憲法、児童福祉法、児童憲章、子ども権利条約、保育所保育指針等の基本理念も確認している。子どもの人権を尊重した保育を实践するために「自己評価チェックリスト」に「自己肯定感を持つ言葉かけを行う」「子どもの主体性を尊重した保育を心掛ける」等7項目のチェック項目を設定し、理念の实践を確認する様に努めている。さらには理念実践に関してグループワークで話し合い、実践体験の共有化により一層深く理解する様に期待したい。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント)入園時や保護者会に保護者向けに作成した「園の保育理念・方針・目標」を配布し説明している。保護者アンケートの「園の保育目標を知っていますか」の設問には100%の保護者が「はい」と回答しており保護者の理解が高まっている。各クラス毎の目標を説明しクラスだけでなく案内し、日常の保育の取り組みをクラスごとに報告している。また、保育参加して頂く事で体験的に理解が高まる様に努めている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント)当園が今年度の重要課題として取り組んでいる事は、園内研修を充実し職員を育成すること 保育の質を見直し、理念の实践として、子どもの成長・発達を受容し自己肯定感を育む保育を心掛ける 保護者との信頼関係を一層高める等である。また、市の「こども・子育て支援事業計画」を踏まえて当園では保育園での子育て支援(地域交流)、マイ保育園登録事業を実施し、地域における子育て支援の充実に取り組んでいる。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント)各種会議で意思疎通を図っている。毎月の定例職員会議では園長会や各専門部会の連絡事項の伝達、各クラスのカリキュラム報告と共有や園内研修を行っている。各クラス会議ではカリキュラムの作成と子ども情報の共有が行われている。クラスリーダー会議では保育課程の見直しや年間指導計画の検討が行われている。担当者会議は職員が各役割を担当しており、必要な都度随時開催している。職員の主体性の向上としては各クラス会議と担当者会議が中心になると思われるので、職員の創意工夫が一層発揮される様に望みたい。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント)職員のモチベーション向上のため常に配慮していることは、 職員の自主性を尊重し上から押し付けることはしないこと 日常のコミュニケーションを大切に意見言い易い雰囲気を作ること 会議や研修では話し合いを大切にする 職員の成長を認め、職員間でも認め合うこと等である。また、研修を重視し園内外研修に参加し、知識・技術の視野拡大を図り、目標を共有して全職員で保育の質を高めるように努めている。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p>
<p>(評価コメント)「職員の心構え」や「保育士倫理綱領」を全職員に配布し、倫理など服務規程、遵守事項、明らかな職場規律、個人情報保護など4月の定例会で読み合わせ周知を図っている。自己評価チェックリストで、子どもの人権尊重、保護者対応、個人情報保護等の17項目を年2回確認し新たな目標設定をして意識の向上を図っている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に進め、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)市の職員勤務評定考課票や職務評定考課の手引き、職務分担が明示されている。園では職員は自己評価チェック表に基づき17項目3段階で自己評価し、今年度目標と実践の反省・改善点を記入し、園長の面談を受け、成長点などフィードバックを受けモチベーションの向上を図っている。市の人材育成計画にはテクニカルスキル、ヒューマンスキル、階層別求められる役割が明示され人材育成方針が明文化されている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)時間外労働や有休休暇取得の現状を毎月把握し、市に報告し適切な管理をしている。育児休暇やリフレッシュ休暇、福利厚生等市の職員として計画的に活用されている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)市の園長会が設定する研修(危機管理、障害児保育、運動遊び等)が年間で9回設定されている。研修参加者が園内で報告し情報を共有化している。園内研修としては日誌の書き方、指導計画のPDCA、リスクマネジメント、接遇、運動遊び、感染対策、発達障害等実施している。また、3グループに分かれ 手先指先を使った運動 バランス感覚を養う運動 安全計画を年間通じて実践的に取り組み中間報告、最終報告をして共有化している。パート職員への研修を年2回実施し理念の実践体験として1日各クラスの保育を体験し感想文を書き話し合っている。新人の育成はジョブコーチが任命され相談窓口となり丁寧に育成している。現在の職員は複数で担当するクラスはリーダーが、1人のクラスは主任がOJT助言責任者として指導に当たっている。なお、自己評価チェック表で申告した目標を達成し能力向上を図るシステムとして、個人別研修履修履歴とOJT指導を受けた場合の助言者と内容を記録し、個人別育成計画と実行を明確にすることが望ましい。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)4月の定例会議で憲法、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約、保育所保育指針等の研修を実施している。日常の保育では理念「子ども一人ひとりを大切に…」の実践を心掛け、チェックリストで自己評価している。子どもの虐待防止としては職員には接遇研修を行い、メンタルヘルスの取り組みを健康管理担当者と連携して行っている。保護者のメンタルヘルス支援としては「話をゆっくり聞く」ことで支援できる様に努めている。また、関係機関との連携体制を整備し、地域子育て支援事業と共に地域貢献出来る様に努めている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)保育園のしおりに「個人情報の取り扱いについて」記載し、保護者には「個人情報取り扱いに関するお願い」を配布し、利用目的を明示している。行事の写真等について申出書により意向を伺っている。職員には個人情報マニュアルを各クラスに配布し、実習生、ボランティアなどにはマニュアルに沿って説明し、携帯電話など保育室に持ち込まない様に周知・徹底を図っている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)保護者とは、日常的に送迎の際の会話や、全園児対象に連絡帳を活用しコミュニケーションを図るよう努めている。年2回のクラス懇談会や個人面談、保護者サロン等で収集した意見や要望等は、会議やミーティングで早急に検討し改善に活かしている。尚、個別の相談や対応等は児童票に記録している。保育参加時に保護者は給食の試食をして、そのアンケート調査を実施している。今回の第三者評価実施にあたり行った保護者アンケートの園に対する総合的な感想では、大変満足57%、満足43%と非常に高い満足結果である。今後も、継続的に保育園全般に関するアンケートの実施を期待する。		



14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<p>保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</p> <p>相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</p> <p>相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</p> <p>保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</p>
<p>(評価コメント)苦情解決制度を整備し、入園のしおりや園内のポスター等で周知し入園の際に説明している。入園のしおりには、保育内容に関する相談・意見・要望として、受付担当者・受付責任者・第三者委員名・連絡電話番号等を記載している。園内には同内容のポスター掲示と意見箱の設置がある。制度を利用した意見や要望等はほんの少数であり、日頃から保護者とのコミュニケーションを大事にし、困ったことや問題、要望等には迅速な対応に努めている結果と思われる。保護者アンケートによると「苦情等の窓口職員を知っていて、言いやすいか」の質問に「はい」の回答は50%と低いので、周知のための取り組みが望まれる。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<p>保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</p> <p>保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</p> <p>自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>
<p>(評価コメント)職員の自己評価は、園の保育理念に沿った17のチェック項目で、9月・11月・年度末に実施している。内容は、園児の人権尊重、保護者対応、個人情報に関する項目のチェックと、自己目標設定と実践の反省や改善点を記入し、それを基に園長と面談をして努力していること、成果、課題等のフィードバックを受け更なるステップアップに繋げている。自己評価を基に園全体の課題について職員会議で討議、改善策を講じ保育の質の向上に努めている。今回の第三者評価で園の自己評価を行ったので、今後も継続的に実施することを期待する。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<p>業務の基本や手順が明確になっている。</p> <p>分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</p> <p>マニュアル見直しを定期的に行っている。</p> <p>マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</p>
<p>(評価コメント)各種マニュアルは、個人配布、クラス配布又は掲示、園保管に分け、活用し易いように整えている。園行事や保育課程、遊びの確認や嘔吐処理の方法、おむつ交換等のマニュアル類は、非常勤やパート職員を含めた全職員に配布し共通の認識を持って保育にあたるようにしている。各クラスには個人情報、非常災害時対応、危機管理、健康管理、日誌・週案の記入例等、見出しを付けファイリングして整え必要に応じ確認して即対応している。又、食物アレルギーや地震、風水害、不審者対応等の園独自のフロー図を整理しクラスに掲示等している。その他、園の基本的な方針や対応や計画等のマニュアル類は事務室に保管し活用している。見直しは、ヒヤリハット等の分析や検討、保育で必要性を感じる園独自のマニュアルを作成する等、随時行っている。今後も、子どもの生活面援助等のマニュアル作成計画があり、作成の実施とそれらが保育実践に繋がることを期待する。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<p>問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</p> <p>問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
<p>(評価コメント)問い合わせや見学希望は、利用希望者の知りたい情報や希望日に応じ個別に対応している。見学の時間帯は子ども達が活発に遊んでいる10時半位からを勧め、0歳～5歳児の各保育室やトイレ等の設備や、子どもの生活や遊びの様子、子ども同士や保育者とのかわり等、実際の状況を見ながら保育内容や持ち物等を具体的に知らせ、給食についても基本的な対応を説明している。パンフレット「ご案内」を配布し保育方針や保育目標、クラス編成、保育時間、主な年間行事、在宅育児家庭への支援事業等の情報を知らせている。育児に関する悩みや相談にも応じ、必要な人には入園に関する書類も用意している。園庭から外部に向け、問い合わせや見学ができることを掲示し周知することが望まれる。身近にある園からの直接的な情報提供は、保育園利用を検討している保護者にとって、始めの一歩が踏み出しやすく効果が大きいと思われる。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<p>保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</p> <p>説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</p> <p>説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</p> <p>保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
<p>(評価コメント)入園に際しては、「保育園のしおり」や「園の保育理念や保育方針」「重要事項説明書」等の資料を配布し、園の概要、保育方針や保育内容、給食、保健関係、個人情報の取り扱い、災害時の対応等の説明をしている。15項目ある入園時の確認事項は、1項目ずつ読んで保護者と共に確認し書面にて同意のサインを得ている。不明な点や相談がある場合は、園長や主任保育士と個人面談を実施し個別に合わせた対応をしている。保護者が記載した健康調査票から、出生歴や発育歴、起こしやすい病気、保護者が気になることや意向等を把握し、アレルギーや慣らし保育、他に何かあった場合は個別面談で詳細に確認して保育に活かしている。看護師や栄養士から健康や食事面の説明をして、個別相談に応じた場合は記録をしている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<p>保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下で作成されている。</p>
<p>(評価コメント)保育所保育指針を基に、市川市の保育理念、こども像、保育方針を掲げ、市に準じて当園の保育理念、保育方針、保育目標を全職員で確認し設定している。保育課程は、理念、方針、目標を基盤に、保護者のフルタイム勤務や都内勤務で長時間保育児が多いことや、近隣の環境の実態や子どもの発達過程を踏まえ各年齢間の流れを考慮に入れ、各クラスでの話し合いとリーダー会議を経て職員会議で確認し作成している。年度初めには、パート職員等を含めた全職員にプリントを配布し、職員会議で保育理念・方針・目標を再確認している。又、各保育室に園目標・理念・方針を掲示しており、保護者アンケートによると「園の保育目標や保育方針について、「知っている」の回答は100%と非常に高い結果が出ている。職員と保護者が園の保育方針や保育目標について共有していることは、取り組みの成果と思われる。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>(評価コメント)保育課程を基に、各クラスの年間、月、週の指導計画の作成と、3歳未満児と3歳以上児の特別配慮が必要な子どもに対しては個別の計画を作成している。指導計画は、保育日誌に差し込み日常的に活用している。日々の保育を振り返り返る保育日誌は、「一人ひとりの子どもの様子を把握し、自らの実践を振り返り記録(心の動き・感動・配慮・反省等)することにより子どもの理解を深めると共に、保育が適切であったか自己評価し次の保育に繋げていく」為のものと位置付けている。園内研修で、自らが記入した日誌が、PDCAで書かれているかを考察し、再度日誌を記入する等、実践から振り返りの視点を再確認し保育の質の向上に努めている。月案等の指導計画についても、各クラスがPDCAサイクルで検証し、職員会議で報告と課題の検討を行い保育内容の改善に努めている。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</p> <p>子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。</p> <p>子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント)年齢別保育室には、発達に合わせた絵本や積み木、パズル、クレヨン、粘土等の遊具や教具が子どもの目線に合わせた低位置に配置し、各遊具の収納場所には写真等の表示があり子ども自ら取り出しや片づけ易くなっている。遊具の近くに遊ぶ場を設け、仲間と遊び方の工夫や協力しながら選んだ遊びを楽しんでいる。大型遊具や園庭の砂場、固定遊具、室内の遊具等、年4回安全チェックリスト項目に沿って点検を実施し、破損や不足などに気付き改善を図り常時安心して遊び込める環境維持に努めている。遊びの中で子どもへの関わりの基本的態度として、見守りを大切にしながら禁止や命令句等の否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉に置き換えて話すことや、子どもの言葉を良く聴くことで子どもの思いや感情を推測することの大切さなど、園内研修を通して共通理解しながら対応している。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</p> <p>散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</p> <p>地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント)園庭や隣接する公園には、いちじくやもみじ、松などの樹木がある他、草花や夏野菜の栽培を通して土に親しみ昆虫や木の実、落葉樹の葉を使った遊び等、四季折々の保育活動を楽しんでいる。5歳児は春と秋に市より「協働花作り」の一環として、草花の種をもらい種蒔きから育て開花すると、鉢ずつ近隣の家に持参し地域との交流する機会としている。散歩では4～5歳児が、ディサービス訪問を行い歌や遊戯の披露、手遊びや体操などを高齢者と行い楽しい一時を過ごしている他、川沿いの桜の花見や3歳以上児のオニギリ遠足(散歩)などを取り入れている。バス遠足で動植物園に行き、モルモットやウサギ、ひよこなどの小動物と触れ合う機会を作り、園生活に変化を与え子どもの自然や動植物への興味関心を高め感性を豊かに育む機会となっている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</p> <p>順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</p> <p>子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。</p> <p>異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント)遊びの中でトラブルがあった場合は、お互いの思いや意見を良く聴き相手の状況に気付け、痛みや心情を代弁しながら仲立ちを行い、謝らせることを優先せず解決に時間を掛けながら取り組んでいる。3歳以上児は、保育士の見守りの中で解決に向けてどうしたらよいかを共に話し合い、考えることで相手を守る気持ちや育てる機会と捉え関わっている。園生活を楽しく過ごすためのルールは、遊びの中で貸し借りや順番を守る等その場で直接気付かせながら行っている。散歩は異年齢で出かける機会が多く、交通ルールや遊びの約束などを年長児が伝える、年少児が真似る、学ぶ機会その他、行事ではお店屋さんの売り手や買い手になり共に楽しく過ごすかを体験している。3歳未満児は、生活リズムや発達を考慮した担当制を取り入れ、特定の保育士との関わりを大切に保育で、人への信頼感を育み安心・安定した園生活を過ごし、3歳以上児の友達への関心が深まり意欲的な遊び等から、人との関係を継続的に育む保育に取り組んでいる。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。</p> <p>個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</p> <p>個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント)配慮を必要とする子どもには個別指導計画を作成し、きめ細かい配慮事項を念頭においた保育や、子どもの状態による柔軟な対応で、子どもにとって園生活が楽しいと思えるような関わり方を模索している。日々記録を取り、毎月反省・評価を行うと共に職員会議で報告、全職員の共通理解を図っている。市の関係機関による地域支援として巡回指導を受ける他、公開保育や研究会への参加で子どもへの支援の在り方を学んでいる。保育士は他の子どもとの関係を仲立ちしながら関わり、子ども同士は自然体で生活や遊びを展開している。保護者とは日々送迎時の会話や連絡帳での情報交換の他、個人面談で保護者の思いや心情を受け止めお互いの信頼関係が築けるように努めている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</p> <p>担当職員の研修が行われている。</p> <p>子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント)朝は5歳児室で受け入れ積み木やブロック等で遊び、子どもの人数が増えるに従い各保育室への移行、夕方は0、1歳児、2～3歳児、4～5歳の4部屋での保育から、最終的には5歳児クラスで過ごしている。夕方は保育士と共に絵本読みや自分の好きな遊びで落ち着いて過ごしている。朝、延長保育士が、保護者からの伝言や子どもの様子などを聞き取り、延長保育ノートの状況欄に記入し担任に引き継いでいる。日中の様子も変化のある場合はこのノートに記録して夕方の延長保育士に引き継ぎ、1日を通して子どもの状況を把握している。お迎えの保護者への伝言は、このノートを基に直接伝え伝達漏れを防いでいる。延長保育者対象に年2回、保育実習や嘔吐処理法などの実務研修及び情報交換を行い資質向上に努めている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</p> <p>保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</p> <p>就学に向けて、保育所子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント)保護者とは、送迎時の会話や全園児個別連絡帳を通して日々の情報交換及び育児相談も行っている。子どもの日常の姿は年2回の保育参観や参加を通して直接理解する機会がある他、個人面談は年1回時間をかけて相談をする場ともなっている。又、0、1、2歳児保護者対象に、平日の17時15分から18時まで子どもは保育士が預かり保護者同士が語り合う「サロン」を設け、多くの方の参加を得て和気あいあいの中、育児方法や悩みなど忌憚なく語り合いお互いの親交を深めている。保護者の要望等に担当保育士が対応しているが、内容により主任や園長、栄養士や看護師などが同席した対応で迅速な解決に努めている。就学にあたり近隣の小学校1年生と5歳児が、一緒に折り紙や楽器をする等で学校に親しむ機会となっている。保護者の了解の基、保育所児童保育要録を小学校に送付している。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント)保健計画を作成し、保健目標に沿った保健指導を行うと共に、嘱託医による内科や歯科、眼科健診を定期的に行い、結果を保護者に用紙記入で伝える他児童票や健康記録にも記入し、健康状態の把握や疾病の早期発見、治療にも繋げている。子どもの健康状態は、登園時に保護者からの聴き取りや直接子どもの観察により把握し延長保育ノートに記録する他、日中の看護師巡回で健康状態の把握や記録をしている。不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合は、マニュアルに沿って子どもの心身の状態を観察、記録、上司報告を行うことを職員会議で周知している。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント)看護師が毎朝各クラスを巡回し、一人ひとりの健康状態の把握に努め、顔色や体温などから体調の変化の早期発見と病後の経過観察児に対してきめ細かな観察を行い、気付いたことは担任や主任、園長に報告、子どもが1日を通して安心・安定した生活が保持できるように職員間で協力する体制を整えている。入園時に保護者から既往歴を聞き、疾患チェック表にひきつけや肘が抜けやすい、心疾患、アレルギーなど詳細に記入し、職員間で共有すると共に流行時の注意や予防接種の啓蒙など個別対応に役立っている。保育中の体調不良や怪我等が発生した場合は、看護師が子どもの状態を把握し安静出来る部屋で休ませ、怪我の程度の把握や応急手当てを行っている。怪我の状態が首から上や治療が必要と判断した場合は、保護者に連絡の後看護師や保育士が付き添い医師受診を行っている。保護者にはお迎えを待ちお詫びをすると共に怪我の場所や状況説明を行い、医師からの診察内容も伝えている。感染症予防対策として、消毒液やゴム手袋、マスクなどを常備している。嘔吐や激しい下痢をした場合の処理方法はマニュアルに沿って行い、保護者には掲示板で状況を知らせ感染拡大を防いでいる。感染症発症児の増加や判断が困難と判断した場合は、嘱託医に相談すると共に保健所からの指示に従っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント)保育課程に明記された食育目標及び内容に基づいた「食育年間計画」を作成している。計画内容の実践にあたり、保育士と栄養士が連携を図り、保育と食育が連動した取り組みを行っている。行事食や誕生日食、3歳以上児のクッキング等、日々の食事に変化を加えたり、野菜の栽培や皮むき、すじとり等、子ども自らが食材に触れる機会を通して食への意欲、関心に繋げている。取り組みについては、コメント入りの写真等で保護者にわかりやすく情報発信する等の配慮をしている。栄養士、調理員は毎日保育室を巡回し、喫食状況を把握したり、子どもと会話を重ねることで給食職員が子どもの身近な存在となっている。計画実践後の反省や毎日の巡回で得た情報は、次の計画内容や日々の献立内容に反映されている。食物アレルギー児については、医師の診断書を基に、毎月保護者と面談を行い、個々に応じた除去食などを提供している。毎日のミーティング、調理中や配膳時の言葉の掛け合いと目視での確認等、繰り返しチェックをすることで誤食防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント)快適な室温や湿度の状態が一目でわかりやすい温湿度計を各保育室に設置し、測定結果は保育日誌に記録している。加湿器の使用や、濡れたタオル等で湿度管理がされている他、保護者への手洗いやうがいの励行で感染症の罹患防止に努めている。手洗いの手順を統一し、わかりやすく絵で示したのを見やすい場所に掲示したり、看護師が巡回する中で「手洗い指導」を重ねた結果、習慣化を図っている。保健計画や「保育園の消毒、マニュアルに基づき、身の回りの清潔や、保育室、遊具、砂場などの衛生管理や適切な環境の保持に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント)不審者、交通事故、誤食、園児の所在不明等に対応するマニュアルやフロー図を作成し、会議等で全職員に周知すると共に、事務室や保育室に保管し事故発生時に即対応できるようにしている。不審者対策は、定期的に訓練を実施し危機管理への意識の強化を図っている。ヒヤリハットの活用や毎月の安全点検の実施は、再発防止や事故を未然に防ぐ取り組みに繋がっている。更には不審者対策以外の事故発生についての訓練を行い、その中での課題を整理しマニュアルの整備に繋げることが望ましい。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント)災害時における対応マニュアルや職員の役割分担を全職員に周知している。毎月の避難訓練と、年2回の消防署立ちあいの訓練を様々な想定で実施し、その中での問題点を次の訓練に活かしている。保護者に対しては、一斉メールや災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、実際に練習も行い緊急時に備えた体制を整えている。今後は、園長不在時の災害や事故発生等、想定幅を広げた内容の訓練の実施が望まれる。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント)地域交流「きらきらひろば」は、年間計画に基づき月2回実施されている。地域の親子に園庭や保育室を開放し、在園児と交流を図りながら過ごすことで子どもの育ちへの見通しや期待に繋げている。また、栄養士や看護師が関わり子育て講座を開催する他、子育てに関する相談や助言を行う等専門性を活かした支援に繋げている。</p>		